

地球温暖化に伴う気候変動下における持続可能な営農支援を求める意見書

農業は自然の恵みを享受して営まれており、自然条件に大きく左右されます。

近年、地球温暖化の進行に伴う気候変動を背景に、自然災害の激甚化が進むだけでなく、猛暑、低温等の異常気象による農作物の品質低下等がみられ、これら気象の影響による農作物への被害は、これまで経験してきた農家の想定をはるかに超えるものであり、営農意欲に芳しくない影響を与えるほか、農作物の価格高騰等消費者への食料供給にも影響を及ぼします。こうした状況が続けば、将来的に農業地域の存立を危うくする懸念があります。

また新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響は、特定の産品供給を外国に依存するリスクを明確にしました。食料供給は国民の生命にも直結する重大な問題であり、あらためて食料安全保障・自給率向上の重要性が明確になりました。一方で、さまざまな農林水産物が国内での需要を失い、価格低下や再生産を阻害する要因にもなりました。

こうした現下の環境を真摯に受け止め、地球環境問題に向き合い、持続可能な営農ができるように、政府は下記の点について十分に配慮し、施策を進めることを求めます。

記

1. 気候変動による収量減少や品質低下による価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられないリスクを広く補償する収入保険や改正される農業共済について、農業者への理解増進を丁寧に行い、加入促進を進めること。
2. 農業者等が災害により直接受けた被害に対し、可能な限り早急に復旧することはもとより、改良復旧による災害の発生防止と営農継続に向けた防災・減災事業を積極的に進めること。また、二次被害対策を含めた被害農業者の救済や、営農に必要な機材の整備支援等、農業経営の再建に資する支援策を拡充すること。
3. 気候変動に伴う営農環境の変化に適応するための生産体制の整備を支援するとともに、作物の生産適地の変化について試験研究機関等と連携し、地域の特性に合った作物の研究を推進するほか、その生産拡大と加工・流通体制の見直しを検討する

など、将来予見性を高めた営農の継続および安定に取り組むこと。

4. 農業での他作物転換や次期作の取り組みを支援するとともに、国内での消費拡大の支援の推進や国外市場向けの転換を可能とする代替市場の開拓など、国内の需給緩和時の対応に取り組み、コロナ禍の下であっても安心して農業経営が行われるよう施策を講ずること。

5. 脱炭素化推進のための農地等での再生可能エネルギー導入拡大にあたっては、乱開発による環境破壊を未然に防ぎ、食の安全保障・自給率向上の確保や多面的機能の維持といった農地が持つ役割に支障が生じないよう施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月23日

大分県中津市議会